

## 担保取消しに必要な書類等一覧表

共通に必要な書類		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 担保取消の申立書 1通</li> <li>● 供託原因消滅証明申請書(又は支払保証委託契約原因消滅証明申請書) 2通(正・副)                      ー 供託の場合は, それぞれの証明申請書に供託書の写しを合てつし, 割印する。                      収入印紙(証明事項1件につき150円)を証明申請書正本に貼付する。※1</li> <li>● 担保取消決定正本の受書(日付空欄のもの) 1通</li> <li>● 証明書の受書(日付空欄のもの) 1通</li> </ul>		
1項(勝訴等)	2項(同意)	3項(権利行使催告)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 勝訴判決等, 担保事由が消滅したことを証する書類・・・判決正本及び写し各1通(正本は照合後返還)又は謄本1通・事件が上級審まで争われた場合は全ての審級の判決が必要</li> <li>● 判決確定証明書(原本1通)</li> <li>● 郵便切手… 1,089円×被申立人の数</li> </ul>	書面による同意の場合	本案不提起の場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同意書</li> <li>● 印鑑証明書(本人が同意)</li> <li>● 委任状(代理人が同意)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本案不提起である旨を記載した上申書(申立書に記載があれば不要)</li> </ul>
	調書による同意	本案提起の場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 担保取消決定正本の受書(同意者のもの。日付空欄)</li> <li>● 即時抗告権放棄の上申書 ※2(同意者のもの。日付空欄)</li> <li>● 郵便切手… 84円×被申立人の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 判決など本案の結果が分かる書類(事件が上級審まで争われた場合は全ての審級の判決が必要)・正本及び写し各1通(正本は照合後返還)又は謄本</li> <li>● 判決確定証明書(原本1通)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 和解調書・調停調書正本及び写し各1通(正本は照合後返還)又は謄本1通</li> <li>● 郵便切手… 84円×被申立人の数</li> </ul>	訴えを取り下げた場合
		いずれの場合も
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取下証明書(訴えの内容が分かるように, 訴状の写しが添付された証明書)</li> <li>● 郵便切手… (1,089円×2)×被申立人の数</li> <li>● 保全事件の全部取下書及び保全執行の解放に必要な書類(事前になされていれば不要) ※3</li> </ul>

※1 複数当事者の場合は個別担保ごとに収入印紙150円が必要

※2 即時抗告権を放棄していない場合は, 担保取消決定正本の特別送達費用として郵便切手1,089円×被申立人の数が必要

※3 「保全処分申立ての取下げに必要な書類」参照

注1) 当事者につき住所, 代表者等の変更がある場合には, 住民票・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)が必要

注2) 保全決定から5年以上経過している場合は, 記録が決定原本以外廃棄されているため, 印鑑証明(本人申立の場合)又は委任状(代理人申立の場合)と, 住民票又は戸籍の附票(個人の場合)・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本(法人の場合))が必要

注3) 保全決定から10年以上経過している場合は, 決定原本も廃棄されているため, 上記に追加して, 決定正本とその写しが必要